

安全保障制度改革とガバナンス：政策とグッド・プラクティス

Security System Reform and Governance: Policy and Good Practice

はじめに

安全保障はあらゆる面で、貧困の削減、人権の保護、ミレニアム開発目標（MDG）の達成のために欠かせないものです。ここでいう安全保障とは、国家の安定や政治体制の保証のみを指すものではなく、国家及び国民の安全、幸福、恐怖からの解放をも含むものです。

OECD加盟国は、開発と安全保障とは切っても切れない関係にあることを認識しています。この認識から、現在、開発途上国の安全保障は公共政策とガバナンスの問題として捉えられており、安全保障政策に対しこれまで以上に厳しい監視の目が向けられつつあります。OECD諸国は、パートナー国が変化と政治的紛争を民主的・平和的手段を通じて管理するための構造や仕組みを確立できるよう、支援に努めています。

1990年代半ば以降、OECD開発援助委員会（DAC）は紛争・平和と開発協力ネットワーク（CPDC）を通じて、ドナー及び開発途上国パートナーが紛争防止と最も広義の安全保障向上に更に効率的に取り組めるよう、協力を行ってきました。2004年4月、DAC関係会議で「安全保障制度改革（SSR）とガバナンス及びグッド・プラクティス」と題された政策声明と文書が承認されました（www.oecd.org/dac/conflict参照）。本政策フォーカスはこの声明と文書に基づくものです。

安全保障制度改革（SSR）とは何か？

安全保障制度改革（SSR）は、パートナー諸国が自国社会における安全保障上の様々なニーズを、民主主義的規範及びガバナンス・透明性・法の支配の健全な諸原則に合致した方法で満たすための能力を向上させることを目指している。SSRでは、防衛、諜報、警察と言った、より伝統的な狭義の安全保障部門への支援も重視されるが、それのみにとどまるものではない。

安全保障制度とは、軍隊、警察・憲兵隊、諜報、司法・処罰制度等を指すが、選挙で選ばれ適切に選任され、管理・監督を行う文民機関（議会、行政府、国防省等）もこれに含まれる。

SSRでは、全ての国家が直面している次の三つの互いに関連する課題を政策目標に掲げている。i) 安全保障と開発政策を統合し、全関係者を包含し、女性・子供・マイノリティ集団等の弱者を重視した安全保障を提供するため、明確な制度的枠組みを策定する。ii) 安全保障機関のガバナンスと監督を強化する。iii) 文民機関に対するアカウンタビリティを有し、市民社会組織との対話を受入れる、有能で専門的な治安部隊を設置する。

従ってDACドナーにとっては、ガバナンスに関する問題と民主的監督の問題が、この政策目標の主な焦点となる。こうしたガバナンス活動と、治安部隊の運用能力の強化を目的とした活動との違いを認識しておく必要がある。とはいえ、効率的な安全保障の提供に携

わっている開発途上国パートナーは、これら双方の問題に対処する必要があることは事実である。

SSRに携わるOECD加盟国にとっての、基本的活動原則は何か？

DACドナーは、SSRは次のようなものでなければならぬことに合意した。

国民中心、地域主体の改革で、民主主義的規範、人権に関する諸原則、及び法の支配に基づき、恐怖からの解放を目指すものでなければならない。

開発政策と安全保障政策の更なる統合、及び文民による関与と監督の強化を通じて、国家と国民が直面する多様な安全保障上の課題に対処する方法を考慮するための枠組みと見なされなければならない。

国家と国民の様々な安全保障上のニーズの広範なアセスメントに基づく、マルチセクター戦略を伴う活動に根ざしたものでなければならない。

透明性やアカウンタビリティといった、公的部門改革の根幹となる基本原則を遵守しつつ展開されなければならない。

安全保障政策が効率的に機能するために必要な機関・個人の能力向上を目的とした、明確なプロセス・政策を通じて実施されなければならない。

SSRに着手する諸国が直面する最も重大な課題は、どのような安全保障制度を構築すべきか、またその制度がどのような機能を果たすべきかについて、国家が主体となつてビジョンを描くことである。改革を実施する側の積極的関与と主体性がなければ、改革のプロセスは成功しないことが経験によって示されている。

OECD諸国の主要な課題は何か？

SSRに関する共通の理解と政策の一貫性

DACドナーはパートナー国において、これらの国と協力しつつ、SSRの根拠・原則・目的、及びより広範な開発目標との関連性について、共通の明確な国際的理解を得られるよ

う努力している。地方の利害関係者と協力して、ビジョンを共有することが課題である。SSRに関連する個々の活動は全て、国家的見地からすると、SSR及び開発上のニーズというより広い視野の中で捉えねばならないことを地方の利害関係者ととも確認することが重要だ。

開発省は、省庁横断型アプローチによって、SSRに関する政策の一貫性を促すよう努める。省庁横断的な戦略を策定するには、政策間に矛盾が生じたり、安全保障上の問題が思いがけず悪化したりするのを避けるため、国防省、外務省、開発省及びその他の省庁の協力が必要となる。開発省は、この対話において中心的役割を果たす。

SSRの概念を政府全体で統合する（「メインストリーミング」）のは、一部のOECD安全保障支援プログラムで重視されつつあるテロ対策に取り組む上でも有用である。この場合、ドナーは、開発・安全保障・アカウンタビリティ・人権に関する目標を強化するような方法で、開発途上国のテロ防止能力を高めるよう努力しなければならない。

SSRの問題を、どのようにして政府開発援助に関する議論に盛り込むか？

SSR、より広くは安全保障と紛争の問題に対する関心の高まりから、更に議論を行い、政府開発援助（ODA）としての適格性を明らかにする必要性が出てきた。これに関して、DAC統計値の完全性・信頼性の維持が大きく懸念された。安全保障と紛争に関する援助の全てがODA支出であるわけではないし、そうすべきでもない。むしろ、省庁横断型アプローチをとれば、他の予算項目またはプール資金制度からも資金を調達できる。安全保障関連支出の管理、安全保障制度における市民社会の役割向上、児童兵士の徴用防止の三領域については、ODA適格性を明らかにすべくその適格性を見直す点で、ドナー国のコンセンサスが得られつつある。ODA総額により大きな影響を与え得る幾つかの問題を含むそれ以外の定義上の問題については、今後の検討に委ねられている。

OECD加盟国は、資金調達に対する省庁横断型アプローチの必要性にどのように対応したか？

幾つかのドナー国では既に、複数の財源から資金を調達する運用措置を可能にするための制度を実施している。英国はSSR政策に関する省庁間委員会を設置し、GCPP及びアフリカ紛争防止プール（ACPP）という二つの省庁間資金プールを作成した（囲み1参照）。同様にオランダは、平和・安全保障・開発関連問題に対する統合的な政策的アプローチを通じて、一貫性を促す「安定性ファンド」を立上げた。このファンドはプール資金により支えられている。

開発省は、他の省庁がプール資金による調達法を、SSR促進という戦略的ビジョンとは無関係に開発援助財源を利用する手段とみなす危険があることに注意する必要があると認識している。

またドナーは、パートナー国との協力の中で、更なる協調・調和、及び効果的な分業を迫る。法的制約や、SSRの全分野にわたって活動する開発省の能力は、国によって様々であるため、これによって各省は各々の強みをいかし、共通の取組みとし

てSSRに携わることができるだろう。

DACドナーが、早急に関心を向けるべき分野として選んだものは、SSRの諸活動を評価する方法である。そのベースとして、動員解除・武装解除・社会復帰（DDR）、警察改革、司法改革と言った、既に確立された幾つかのSSR関連分野で得られた経験が活かされるだろう。

持続的な改革を実現するため、OECD加盟国はパートナー諸国とどのように協力すべきか？

パートナー国の主体性と賛同の重要性

DACドナーは、パートナー国主体の、パートナー国が中心となった改革を促進することにコミットしている。ドナーは、SSRに関連するニーズ・優先課題・能力・資源は国によって大きく異なることを理解している。主な課題は、改革プログラムに含まれる原則・政策・法律・構造を、改革実施国の歴史や文化、法的枠組み、制度に根ざしたものにすること

囲み1 . グッド・プラクティス: 資金調達メカニズムを通じた政策の一貫性の促進

英国の国際紛争防止プール（GCPP）とアフリカ紛争防止プール（ACPP）

英国のSSR活動の大半は、GCPPを通じて実施されている。二つの紛争防止プールの目的は、共同分析、長期的戦略、及び国際的パートナーとの協調促進を通じて、英国の紛争防止政策を推進しその実効性を向上させることである。外務省（FCO）国際開発省（DFID）国防省（MoD）が両プールに寄与しており、これら三省が合意した優先課題を支援するため、資源が分配される。優先課題は三省が共同で定め、定期的に関係のレビューを受ける。

紛争防止プールは比較的新しいメカニズムであり、省庁スタッフもまだその利用法を探りつつある段階だ。とはいえ、紛争に対する分析共有や共同の対応に基づいて戦略を策定することができれば、英国の介入はより効果的となり、政府の政策と運用上の対応とがより密接に結びついたものとなることは既に明らかである。紛争防止プールは、財務省を取り込む上でも有用であり、財務省は三省が現場で直面している課題をよりよく理解することができる。両プールの支出は、平和維持関連とプログラム関連から成る。平和維持関連では、英国が評価を行った、国際平和維持業務及び関連業務への任意拠出を賄う。プログラム関連は更に、国家的あるいは地域的戦略と、テーマ別戦略に分けられる。SSRは、GCPPのテーマ別戦略の一つである。両プールに与えられる決済金額は、議会の投票によって決定され、省庁間の協力を促すため更に追加財源が積み増しされる

四省がGCPPに提供する資金はFCOが管理し、ACPPの資金はCFIDが管理する。一旦活動について合意がなされれば、CFIDがそのODA適格性を評価する。ODA適格性があれば、その支出は英国のODA支出に算入される。

出典: 英国国際開発省（DFID）

である。地方の状況を理解し、わけても、地方の関係者を改革に参加させるには積極的なインセンティブが必要であることを理解するには、密接に連絡をとり、長期的に分析を行う必要がある。

安全保障は政治的にデリケートな問題であるため、開発途上国が外部からの支援に抵抗を示す可能性がある。国防衛と国内保安は、伝統的に国家の主権の根幹である。だが、安全保障を人間の安全保障や様々な開発上の問題を含めた、より広い意味で捉えれば、この領域へのドナーの関与はより有意義で正当なものとなる。

SSRという概念は、パートナー国にとって目新しいものかもしれない。そのためDACは、紛争・平和・開発協力ネットワーク（CPDC）を通じてパートナー諸国との地域的ワークショップを支援あるいは主催し、この概念に対する理解を深め、政策形成と制度的変化を促す具体的方法を検討してきた。

公的部門、市民社会、企業における関係者や、国際的関係者を含む開発途上国パートナーのニーズを理解し、彼ら自身の状況や優先順位に従ってSSRの問題に取り組めば、多くの利害関係者の不安を更に静めることができる。これによって、ガバナンス改革に向けたより建設的な対話や、協力関係への道が開ける可能性もある（囲み2参照）。

安全保障制度全体を対象とした戦略を目指し、既存のエントリーポイントを活用する

安全保障制度のガバナンス強化のためにドナーが優先的に対処すべき課題の多くは、既にドナー国開発省の通常の業務に含まれている。これらは例えば、公的支出の分析と管理、反汚職活動、公務員及び行政改革、社会的正義と人権の推進、市民社会の能力開発、立法強化等であり、いずれもSSRの課題と関連する。

ドナーの政策的枠組みとプログラム作成に柔軟性を持たせ、市民社会を含む安全保障制度の全ての利害関係者と弾力的に対話を行えば、パートナー国は、自国に最も効果的な方法を見極めることができるだろう。既存のイニシアチブに基づくことで、ドナーは、パートナー国政府に対し、改革への抵抗を強める可能性がある組織構造や運用

形態を押しつづけずむ。

SSRの単一の側面のみ援助を提供することには限界があり、場合によっては、逆効果を招く危険もある。改革は、より広義のガバナンス及び個人の安全保障の問題にも対処するような、幅広いアプローチの中で実施されなければならない。また、安全保障制度全体の各構成要素と、ドナー援助の間接的効果との関係も考慮すべきだ。だが、リスクを十分に評価し、管理した上であれば、単一のエントリーポイントから着手し、そこから時とともに目標を広げていっても良いだろう。こうしたエントリーポイントの例として、安全保障制度の評価支援、もしくは公的支出の管理及び透明性向上に向けた活動に防衛部門も組み込むこと等が挙げられる。

ガバナンスが非常に弱く能力が低い国、あるいは紛争中または紛争後の復興途上の国では、プロジェクト毎のアプローチから始める必要がある場合もある。この場合、初期のプロジェクトとして、児童兵士を含む戦闘員の武装解除・動員解除・社会復帰のための取り組み、あるいは、安全保障制度の評価実施に向けたパートナー国による初期的取り組みへの支援等が考えられる。同時に、（プロジェクトであれ、セクター支援であれ、財政支援であれ）全ての支援は、安全保障制度全体のガバナンス向上を目指したより幅広いSSRアプローチの一環とみなすべきである。

改革を支持する環境が生まれるよう、市民社会を支援する

ドナーは、現地で安全保障制度の民主的ガバナンスを求める声が高まり、これに向けたビジョンが開けるよう促す。目標は、改革を支持する環境が生まれるよう支援することである。これは、市民社会の関与を支援し、変化に向けた制度的な能力開発を行うことによって実現できる。市民社会グループ全体を、単なる代替的なサービス提供者、あるいはドナー援助の経路とみなすのではなく、安全保障の意思決定に寄与し、かつそれに対する関心を高め、また改革プロセスの持続に役立つ実質的な提案を行い得る政策対話者と捉えなければならない。

主要な市民社会グループには、マスメディアや女性団体等も含まれる。更に広く言えば、ドナーはSSR支援にジェンダーの視点を取り

入れるべきである。多くの場合（特に戦争中及び武装紛争中）市民社会を最も積極的に代表するのは女性である。女性はしばしば、あらゆるレベルで、平和、調停、再建、安定性確立といった活動に相応しい立場にある。

政策の一貫性、文民の専門知識と分析能力の向上

SSRに携わるパートナー国において、ドナーは、安全保障制度全体を考慮に入れた改革への省庁横断型アプローチを促進するよう活動する。安全保障制度全体を視野に入れた一貫性ある戦略を確立するための一つの方法は、オランダとクリンゲンダール国際関係研究所がウルシュタイン・グループ（ドイツ、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、英国、

囲み2 . グッド・プラクティス：インドネシアにおけるガバナンス改革のためのパートナーシップ

インドネシアでガバナンス改革のためパートナーシップを結ぶという決定は、ガバナンスに関する慣行を、外部からの条件設定によって変えるのは困難であるという新たな国際的コンセンサスを反映したものだ。国家の主体性が、変革に向けた鍵と益々見なされるようになってきている。このパートナーシップでは、インドネシア政府、議会、司法部、市民社会、民間セクター、国際社会が力を合わせることで、複雑な政治的課題に包括的手法で対処できるのではないかと考えられている。パートナーシップの10の部門別優先課題のうち、司法改革と警察/治安改革の二つが、SSRに直接関係している。その他、反腐敗対策、立法・議会改革、市民社会・マスメディア強化といった幾つかの課題も、SSRに関連する。このパートナーシップは、パートナーシップ・ファシリティとパートナーシップ・ガバナンス信託基金から成る。

パートナーシップ・ファシリティは、利害関係者への積極的働きかけや、調査・ワークショップ・メディア・インターネットの推進等を通じて、ガバナンス問題に関する政策対話と分析を促す。また、ガバナンス改革を行う能力を確立するための触媒としての役割や、インドネシアのガバナンス改革、特に国際社会の支援を受けた改革に関する中心的情報センターとしての役割も果たす。

パートナーシップ信託基金、別名「インドネシア・ガバナンス基金」は、国家のガバナンス改革に積極的に取り組んでいるインドネシアの省庁に資金を直接分配する。信託基金に対するドナー拠出金は、国連開発計画（UNDP）が管理する。UNDPは、国家改革に積極的に取り組んでいるインドネシアの省庁に直接資金をディスペースする。信託基金の支出については独立監査人が監査を行い、ドナー、理事会、一般市民に定期的に報告する。政府関係及び省庁、市民社会組織、民間セクター、ドナー省庁、パートナーが、パートナーシップに対して検討すべきプロジェクトを提案することができる。提案書作成とプロジェクト評価のための詳しい手続きが既に策定されている。この手続きによれば、支援するプロジェクトは次のようなものでなければならない。

- 公正で詳細な調査を受けていること。
- 適切で、十分に計画されており、コストが妥当であること。実行可能で財政的に実現できること。
- 持続可能かつ具体的な利益が得られること。
- 適切に管理され、プロジェクトについて十分な報告や説明がなされること。
- UNDPの標準的規則・手続きに準じて実施されること。

信託基金の活動及びその財政管理の透明性は、慢性的な腐敗におかされている国において、格好の模範例となっている。

出典: www.partnership.or.id/

囲み3 . グッド・プラクティス：ソロモン諸島への地域的援助ミッション (RAMSI)

2003年6月、ソロモン諸島政府は政情不安、紛争、経済の実質的崩壊を受けて、これ以上の悪化を防ぐため直接支援の強化を要請した。これに応え、太平洋諸島諸国（太平洋諸島フォーラムの後援のもと）とドナー（特にオーストラリアとニュージーランド）は国際社会の支援を受けて、2003年7月24日、ソロモン諸島への地域的援助ミッション（RAMSI）を展開した。

ソロモン諸島の安全確保は、同国国民、地域社会、国際社会にとって非常に重要である。第一の優先課題は、持続可能な成長と発展のために必要とされる、安定性とガバナンスの確立だ。更に長期的には、RAMSIは、司法、経済管理、基本的サービス（特に保健）、地域社会の発展に関しても能力開発を行っている。こうした取り組みは、国家の将来的成長のため必要不可欠なものであろう。

オーストラリア政府の省庁横断型の対応が、SSRの分野を含め、RAMSIが成果を挙げらる上で欠かせない要素となっている。経済管理、司法・警察・刑務所制度を支援するため、オーストラリア国際開発庁（AuSAID）、オーストラリア大蔵省、財務省、司法長官、外務省、オーストラリア連邦警察が貢献している。

不安定と衰退の原因に地域的協力によって対処したことが、RAMSIを成功に導いた大きな特徴だ。オーストラリア、ニュージーランド、フィジー、クック諸島、トンガ、サモア、キリバスの警察が参加した。加えて、オーストラリア、ニュージーランド、フィジー、トンガ、バブアニューギニアの軍隊が、支援的役割のため配備された。軍隊はRAMSIへの兵站支援を提供しているが、必要に応じて防護も行っている。

また、包括的な強化された援助パッケージを伴ったRAMSIの迅速な対応は、他のドナー（例えば地域の金融機関等）が再度援助に関与するための基盤も提供している。こうした取り組みを通じて、RAMSIは、ソロモン諸島が経済面・開発面での可能性を十分に実現できるよう、同国の能力開発に協力している。

出典：オーストラリア国際開発庁（AuSAID）

及び2003年以降カナダ）と共に開発したような、安全保障制度を評価する制度的アセスメントの枠組みを活用することである（www.clingendael.nl/cru/pdf/2003_occasional_papers/SSGAF_publicatie.pdf 参照）。

ドナーは、治安部隊によるものを含む文民管理の原則が受け入れられるよう協力することができる。この際に重要なのは、安全保障制度を分析・議論し、これを監視するため文民（特に議会議員）のスキル向上に向けた取り組みを支援することである。政府内外の主要な機関に、長期間、国際的専門家と提携関係を結ばせるといった指導教育の手配も重要な援助手段である。

安全保障体制形成の開始・継続に必要とされる、現地のビジョンや政治的な勢いを創出

するためには、分析・研究能力の向上が欠かせない。例えば、現地のシンクタンク、大学、南南ラーニング・イニシアチブに国際援助を提供することができる。国際援助による資金を用いて、地方当局及び政府の政策策定者を研究プロセスに参加させることを、優先すべきである。英国に本拠を置く、安全保障部門改革のためのグローバル促進ネットワーク（GFN-SSR）は、OECD加盟国と国際的パートナーにとって一資源となっている。この組織の活動及びSSR関連情報に関するデータベースについては、www.gfn-ssr.orgで詳しい情報を入手できる。

専門化を支援する

軍隊、諜報、警察を含む治安部隊における専門家意識の向上は、ガバナンスの一つの要

素である。これには、治安部隊内で民主的原則の遵守を促進する、人権尊重を確立するといったことが含まれる。補足的な技術支援活動では、治安部隊がこれらの原則に合致した方法で中核的業務機能を遂行する能力を向上させることを目的とする。こうした活動としては、合法的な職務の一環としての力の行使を含む、犯罪者との対峙及びその逮捕・捜査に関する警察のスキル開発等が挙げられる。この領域の活動の資金調達では、ODA適格性の制約を考慮せねばならず、非ODA財源から調達する必要があるかもしれない。

最も重要なこととして、反民主主義的な根深い制度的慣行を変革する必要がある。このためには、SSR支援における政治的姿勢、社会的価値観、思考様式を、真に変化させることが求められる。基本的にはパートナー国の問題だが、ドナーは民主主義的規範と法の支配が制度化され得るよう、安全保障制度に適用される全般的法的枠組みを強化する措置を支援することができる。

地域的視点を採用する

地域レベル、及び特に準地域的レベルで、

国家は概してSSRに関して似たようなニーズや課題に直面している。次の理由から、安全保障制度の民主的ガバナンスには地域のアプローチが必要である。

安全保障上の課題にはしばしば、児童兵士や、小型兵器及び天然資源の不正取引といった国境を越えた問題が含まれる。

開発途上国パートナー、ドナー、関係地域機関が地域安全保障問題に共同で取り組むことが重要である。

SSR上の満たされていないニーズから緊張や紛争が生じ、国境を越えて広がる可能性がある。

外部関係者の行動と政策を、協調・調和させることが重要である。

従って、例え一国家の改革プログラムに直接援助を提供している場合であっても、地域的視点は欠かせない。地域的視点では、能力・政治的意思・所有権に地域間及び地域内で差があること、またOECD諸国との関係も多様であることを考慮しなければなら

囲み4 . 安全保障制度改革とガバナンスに関する政策声明 行動のための10の提案

開発援助委員会（DAC）は、加盟国と開発途上国パートナーによる安全保障制度改革（SSR）への協力活動のため、次の10の行動のための提案に合意した。

- i . パートナー国と協力し、SSR活動の根拠、原則、目的が明確に伝えられるよう保証する。
- ii . SSRに対し省庁横断型アプローチをとることによって、政策の一貫性を促進する。
- iii . パートナー国で活動を行なう開発関係者及びその他関係者の間に、大きな協調・調和を育み、効率的な分業を行う。
- iv . 安全保障関連課題への対処におけるOECDの各加盟国政府の役割を認識する。
- v . SSRに関するニーズ、優先課題、状況は国によって大きく異なることを認識する。
- vi . 改革プロセスに対する国内の主体性を促し、健全な民主的ガバナンスの慣行と透明な財政ガバナンスに合致した方法で安全保障制度を管理するための制度的枠組みならびに人的能力を強化するような手法で、援助を提供する。
- vii . この文脈から、政府による実行可能なマルチセクター戦略の策定を促し、利害関係者が何が自分たちにとって最も効果的か判断するのを支援することを優先課題とする。
- viii . 安全保障制度の民主的ガバナンスのため、改革を支持する環境を作り出そうとする市民社会の取組みを支援する。
- ix . エントリーポイントを特定し、地方の関係者を通じて働きかける方法を開発し、既存のイニシアチブに基づいた活動を目指す。
- x . たとえ一国家の改革プログラム支援として援助を提供している場合であっても、地域的視点を採用する。

www.oecd.org/dac/conflict 「SSRとガバナンス: 政策とグッド・プラクティス」を参照。

らない。加えて、国レベルでの援助を補完するため、地域・準地域機関への援助が必要となることもある。

包括的な地域的アプローチの一つの例がソロモン諸島であり、同諸島ではオーストラリアとニュージーランドが、セクターを越える援助戦略を開発した（囲み3参照）。

結論

省庁横断型アプローチとSSRに関する一貫した政策的枠組みの実現は、SSRに携わる全OECD加盟国政府及び開発途上国にとっての課題となるだろう。援助は、それぞれの文脈に基づく分析によるものでなければならず、実施プロセスの継続的改善を促すため、長期的に持続すべきだ。また、ドナー間の調和・協調を促すため、更なる活動

が求められる。こうした取組みを通じてDAC加盟国は、パートナーが安全保障制度に関して、民主的でアカウンタビリティと透明性を有するガバナンスの仕組みを確立するのを支援することができる。全ての人が享受できる暴力的紛争の無い長期的開発の基本要件として国家と国民が必要とする安全保障を提供するには、このような仕組みが必要である。

詳細情報

安全保障と開発に関するOECDの活動詳細については、リサ・ウィリアムズ（TEL+33 (0)1 4524 9027, Lisa.williams@oecd.org）またはエドワード・ベル（TEL+33 (0)1 4524 9008, edward.bell@oecd.org）まで照会願いたい。

[関連図書]

- ❖ Security System Reform and Governance: Policy and Good Practice
DAC Guidelines and Reference Series
- ❖ The DAC Guidelines: Helping Prevent Violent Conflict
www.oecd.org/dataoecd/15/54/1886146.pdf
- ❖ A Development Co-operation Lens on Terrorism Prevention: Key Entry Points for Action
DAC Guidelines and Reference Series
- ❖ "Security Issues and Development Co-operation: A Conceptual Framework for Enhancing Policy Coherence"
DAC Journal 2001, No.2, Vol.3
- ❖ "The Influence of Aid in Situations of Violent Conflict"
DAC Journal 2001, No.2, Vol.3
- ❖ "DAC Reflection on Reconstruction on Iraq" (21-22 July 2003),
DAC Journal 2003, Vol.4, No. 4.
- ❖ Development Co-operation Report 2003
ISBN9264019618 ¥6600 pp.248
- ❖ DAC紛争防止ウェブサイト
www.oecd.org/dac/conflict

この冊子の全体、または一部の複製使用や翻訳をご希望の場合は、

「©OECD. Reproduced by permission of the OECD」と出典を明記することを条件に、無料で許可されることとなります。

本資料は、OECDパリ本部情報局広報課が、事務総長の責任下で作成した『OECD Policy Brief』の邦文訳です。
英語版はOECDパリ本部のウェブサイト（<http://www.oecd.org>）でご覧いただけます。

OECD東京センター 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-1 日本プレスセンタービル3F

Tel 03-5532-0021 Fax 03-5532-0035

E-mail: tokyo.contact@oecd.org URL <http://www.oecdtkyoo.org>

最寄駅：地下鉄千代田線・日比谷線「霞ヶ関」出口C4